日本教育政策学会研究推進委員会規程

第１条　本学会における研究活動を推進するため、会則第８条の２の１項により、研究推進委員会を設ける。

第２条　研究推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

第３条　委員長、副委員長及び委員は、会長の推薦に基づき、常任理事会の議を経て、会員のうちから理事会が選任する。ただし、委員長及び副委員長は常任理事のうちから選任する。

第４条　委員は４名以内とする。

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は３年とする。ただし、補欠の委員長、副委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員長、副委員長及び委員は、再任されることができる。

第６条　本規程の改廃は、常任理事会が発議し、理事会で決定する。

附則 この規程は、２０２２年７月９日より施行する。
（２０２２年７月２日第３０回理事会決定）